第34期第1回 横浜市児童福祉審議会「放課後部会]

日時:令和5年1月13日(金)

午後6時30分~

場所:市庁舎18階会議室みなと5会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 報告事項
 - (1) 横浜市児童福祉審議会 放課後部会について
 - (2) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正について
- (3) 令和3年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について
- 6 その他
- 7 閉会

〔資料〕

- 資料1 横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿
- 資料 2 横浜市児童福祉審議会放課後部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市児童福祉審議会条例
- 資料4 横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 資料 5 説明資料
- 資料6 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 資料7 横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針
- 資料8 横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準
- 資料 9 令和 3 年度 放課後児童健全育成事業 監查結果報告書

横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿

◎:部会長 ○:職務代理者 【敬称略 <u>50音順(委員及び臨時委員ごと)</u>】

	所属・役職等		委	員	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長		_{あおやぎ} 青柳	寛子	
2	文教大学人間科学部 准教授	0	あおやま 青山	なべい鉄兵	
3	千葉敬愛短期大学 学長	0	ぁゕし 明石	要一	
4	国士舘大学文学部教育学科 教授		^{f f き} 鈴木	がきる	臨時委員
5	横浜市小学校長会 副会長		っのい角井	じょう 治朗	臨時委員
6	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長		~~* 辺見	しんいち 伸一	臨時委員
7	横浜市子ども会連絡協議会 会長		まっもと 松本	ゆたか 豊	臨時委員
8	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表		みうら	^{なおみ} 尚美	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		aperant 宮永	きぇこ	臨時委員

※任期は令和6年10月31日まで

横浜市児童福祉審議会 放課後部会 事務局名簿

こども青少年局

区分	所属		氏	名	
	青少年部長	遠	藤	寬	子
	放課後児童育成課長	佐	藤	治	憲
	放課後児童育成課担当係長	唐	澤	英	和
	放課後児童育成課担当係長	南	雲	純	子
	放課後児童育成課担当係長	山	田	英	<u> </u>
	放課後児童育成課担当係長	金	原	宗	武

〇横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日 条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員 長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の 会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117·一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な 事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。 附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正:令和4年4月1日 こ企第32号(局長決裁)

(総則)

第1条 横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項は、 児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)、同法施行令(昭和23年3月政令第74号)及び横 浜市児童福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第5号)その他の法令等に定めがあるもの のほか、この要綱の定めるところによる。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

(臨時委員)

- 第3条特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
- 2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。
- 3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員 の任期が満了したときも同様とする。

(部会)

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称		調査審議事項				
里親部会	1	里親の認定及び取消に関すること。(第8項第1号関係)				
	2	その他、里親等に関すること。				
保育部会	1	家庭的保育事業等の認可に関すること(第8項第5号関係)				
	2	保育所の設置認可に関すること(第8項第6号関係)				
	3	家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審				
		査に関すること(第8項第7号関係)				
	4	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外				
		保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等(以下、「保育・教育施設等」という。)				
		における重大事故の検証に関すること(第8項第11号関係)				
	5	その他、保育に関すること。(他の附属機関が所掌するものを除く)				
児童部会	1	児童福祉施設(他の部会で所管するものを除く。)の整備補助金交付先及び用地の貸				
		付先の審査に関すること (第8項第9号関係)				
	2	児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。(第8項第2号関係)				
	3	児童虐待等の調査に関すること(第8項第12号関係)				
	4	児童虐待による重篤事例等の検証に関すること(第8項第13号関係)				

	5 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること(第8項第14号関係)	
	6 その他、児童の処遇に関すること。	
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(第8項第8	
	号関係)	
	2 その他、障害児の福祉に関すること。	
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること	
	2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること (第8項第10号関係)	
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第3号及び	
	第4号関係)	

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めたときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適 用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第8条第9項に規定する事項
 - (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年7月政令第224号) 第13条に規定する事項
 - (5) 家庭的保育事業等の認可に関すること(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (6) 保育所の設置認可に関すること(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (7) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (8) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第 2項関係)
 - (9) 児童福祉施設(第4条第8項第7号、第8号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及 び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市 条例第 49 号) 第 4 条第 1 項に規定する事項
 - (11) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関すること

- (12) 児童虐待等の調査に関すること
- (13) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること (児童虐待の防止等に関する法律第4条第 1項関係)
- (14) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の 規定により、審議会(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、 同条例第31条第1項第2号及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱(平成12年6月制定) 第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、 非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も 同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会 及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、保育・教育部 において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱(昭和31年11月1日制定)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



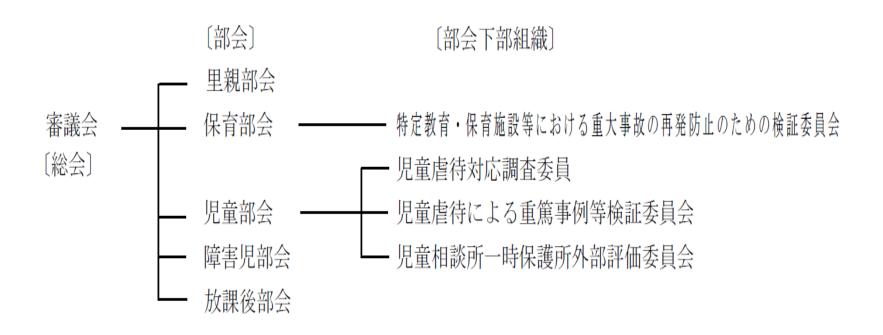
1 横浜市児童福祉審議会 放課後部会について

① 横浜市児童福祉審議会の概要

- (1)設置 昭和31年11月1日
- (2) 権限
 - ア 市長の諮問に答えること
 - イ 関係行政機関に意見を具申すること。
 - ウ 関係行政機関に対し、その職員の出席説明や 資料の提出を求めること。
 - エ 個々の児童福祉行政に関し意見を述べること。

① 横浜市児童福祉審議会の概要

(3) 審議会組織構成



② 横浜市児童福祉審議会 放課後部会について

放課後児童健全育成事業者への行政指導又は行政処分を行うにあたっての意見聴取、その他設備及び運営の基準に関することを審議します。

(1) 意見聴取の趣旨

放課後児童健全育成事業者に対して、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第49号、以下「基準条例」という。)を遵守し、その設備及び運営を向上するように行政指導又は行政処分を行う際に、専門性や客観性の確保を担保するために意見聴取を行います。

② 横浜市児童福祉審議会 放課後部会について

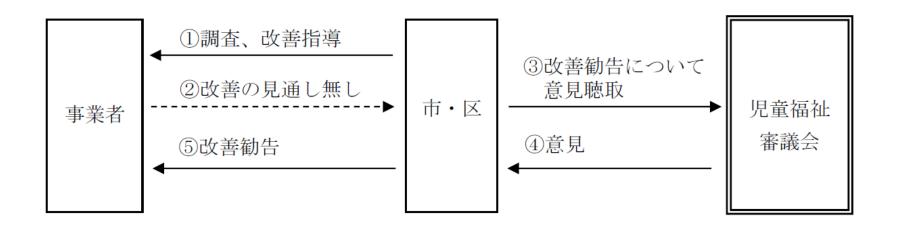
(2) 意見を聴く場合

放課後児童健全育成事業者に対して、基準条例に基づき、 最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるため、次のよう なときに意見を聴きます。

- ア 基準条例を満たさない場合に行う指導の後、改善の見 通しがなく、改善勧告を行うとき。※
- イ 改善勧告を行ったにも関わらず改善の見通しがなく、事業の制限又は停止を命ずるとき。※
- ウ その他、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の 向上のために必要なとき。
- ※児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、意見聴取を行わずに事業者への措置を講ずることがあります。

② 横浜市児童福祉審議会 放課後部会について

<意見聴取のイメージ>



【参考】子ども・子育て会議 放課後部会について

下記の2つの計画を一体とした「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の 策定及び調査審議を行う。

- ◆子ども・子育て支援法に基づく計画
 - ・放課後児童健全育成事業の実施計画、ニーズ量及び確保方策等
- ◆次世代育成対策推進法に基づく計画
- ・放課後児童健全育成事業の目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量 等

また、「放課後子ども総合プラン」における、市町村が設置する運営委員会の役割を担い、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりを推進していく。



2 「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について

① 条例の概要

- (1)条例名称横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例【資料6】
- (2)施行日 平成27年4月1日
- (3) 背景

子ども・子育て支援新制度の施行を機に、放課後児童健全育成事業の質の向上も図るため、市町村は、設備及び運営について条例で基準を定めることが児童福祉法に規定されました。

この条例は、国の基準となる「放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準 |を基に制定しています。

① 条例の概要

【設備及び運営の基準について】

第三十四条の八の二

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- ③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号) 概要

〈主な基準〉

支援の目的(参酌すべき基準) (第5条)

○ 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、 発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、 児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習 慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るこ とを目的として行わなければならない

設備(参酌すべき基準)(第9条)

- 専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

職員(従うべき基準) (第10条)

令和2年4月~ 参酌すべき基準

- 〇 放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置 (うち1人を除き、補助員の代替可)
- O 放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等 (「児童の遊びを指導する者」の資格を基本)であって、 都道府県知事が行う研修を修了した者

開所日数 (参酌すべき基準) (第18条)

- 〇 原則1年につき250日以上
- ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、 事業を行う者が定める

児童の集団の規模(参酌すべき基準)(第10条)

○ 一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、 おおむね40人以下

開所時間 (参酌すべき基準) (第18条)

- 〇 土、日、長期休業期間等(小学校の授業の休業日)
 - → 原則1日につき8時間以上
- 平日(小学校授業の休業日以外の日)
 - → 原則1日につき3時間以上
- ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して 事業を行う者が定める

その他 (参酌すべき基準)

〇 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応 応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「基準省令」という。)を一部改正する省令が公布されたことに伴い、基準省令のとおり「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を一部改正します。

これに加え、事業者が円滑な運営を行うことができるよう、放課後児童支援員の基準を拡充する条例改正を行います。

- (1)「基準省令」の改正に伴う条例の改正
 - ア 児童の安全の確保に関する計画の策定等 安全計画の策定、職員への周知及び研修・訓練の実施、 保護者への周知等の規定を義務付けます。

イ 業務継続計画の策定等 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定、 職員への周知及び研修・訓練の実施等の規定(努力義 務)を加えます。

ウ 衛生管理

感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための「必要な措置を講ずる」努力義務があるものの、講ずるべき措置の内容が具体的に規定されていないことから、職員に対する研修・訓練の実施の規定(努力義務)を加えます。

エ 自動車を運行する場合の所在の確認

児童の施設外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行う ことを義務付けます。

(2) 放課後児童支援員のみなし適用の追加

放課後児童健全育成事業所では、放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置(うち1人を除き、補助員の代替可)することとしています。

この放課後児童支援員は、条例第10条第3項において、保育士資格等の資格要件を有し、都道府県知事等が実施する研修を修了した者としていますが、事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して1年以内に当該研修を修了することが見込まれる者も放課後児童支援員としてみなすこととします。

都道府県知事等が行う研修(認定資格研修)とは、「子どもを理解するための基礎知識」、「クラブにおける子どもの育成支援」、「クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力」等の4日間の講義による研修です。

【参考】横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条 (職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童 支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
- (1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

- (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に 従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの



3 令和3年度放課後児童健全育成事業の 監査結果について

① 監査に関する児童福祉法の規定

第三十四条の八の三

市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 二省略
- 三 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

四 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

② 監査について-1

目的	「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に 関する条例」を遵守した適正な運営がされている否かを確 認する。
根拠法令	児童福祉法第34条の8の3
対象事業所	全ての放課後児童健全育成事業所
自己検査	毎年実施
立入調査	3年に1回実施

※1・2 必要と認められる場合には、随時、自己検査及び立入調査を実施します。

② 監査について-2

横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針 【資料7】

(1)趣旨

児童福祉法に基づき、基準条例を遵守した適正な育成支援内容 及び設備環境が確保されているか否かを確認するための指針

(2) 対象事業所

監査の対象は、放課後児童健全育成事業所として届出を行っている全ての事業所とする。

(3) 監査方法

監査は、(定期又は特別の)報告徴収及び(通常又は特別の) 立入調査により行う。

(4) 行政指導·行政処分

監査の結果、改善を求める必要があると認められる場合は、行政指導(改善指導・改善勧告)又は行政処分(改善命令・事業制限命令・事業停止命令)の措置を通じて改善を図る。

② 監査について-3

横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準 【資料8】

(1) 趣旨

基準条例の遵守にあたっての具体的な留意事項を定めたもの

(「放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月雇児発0331号第34号)」 に定められている内容を踏まえた基準としています。)

(2) 主な内容(目次)

- 第1 開所時間及び開所日 [基準条例第18条]
- 第2 放課後児童支援員等の数及び資格 [同第10条]
- 第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積 [同第9条]
- 第4 非常災害に対する措置 [同第6条]
- 第5 育成支援 [同第5条]
- 第6 おやつ等の提供 [運営指針]
- 第7 健康管理・安全確保 [同第13条、同第21条]
- 第8 利用者への情報提供 [同第19条]
- 第9 要望及び苦情への対応 [同第17条]
- 第10 備える帳簿 [同第15条]

③ 行政指導と行政処分について

各クラブにて監査の自己検査を実施 ※クラブで自己検査チェックシートに基づく確認



各区こども家庭支援課(こども青少年局放課後児童育成課)





立入調査 (監査)

- ・立入調査対象事業所には、横浜市職員が立入調査を行います。 (必要と認められる場合 には、当該年度の対象事業所以外の立入調査も行います。)
- ・立入調査後、その場で結果の講評を行い、後日、「立入調査結果通知書」を送付します。



《改善を要する場合》



《比較的軽微な事項》 口頭指導 改善指導(行政指導) 改善勧告(行政指導) (改善命令、事業制限及び事業停止命令)

児童福祉審議会の意見 を聴く

④令和3年度放課後児童健全育成事業の監査結果

令和3年度 放課後児童健全育成事業 監査結果報告書【資料9】

○横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

平成26年9月25日

条例第49号

改正 平成27年12月25日条例第82号

平成28年3月29日条例第29号

平成29年12月25日条例第50号

平成30年6月15日条例第45号

令和元年6月14日条例第9号

令和2年7月15日条例第29号

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

(定義)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の 8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(第 3条及び第4条において「最低基準」という。)を定めるものとする。

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。) が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援に より、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(最低基準の向上)

- 第4条 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、横浜市児童福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第5号)第1条第2項の横浜市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。
- 3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由としてその設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

- 第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の 構造設備は、採光、換気その他の利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な 考慮を払って設けられなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格 を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を 公表するよう努めなければならない。

(非常災害の対策)

- 第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。 (放課後児童健全育成事業者及び職員の一般的要件)
- 第7条 放課後児童健全育成事業者は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例 第51号)第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支 配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であって はならない。
- 2 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、 豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童 福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図

るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

- 第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第1項の設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成 事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、 この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 (職員)
- 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、 補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治 法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
 - (1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事

したもの

- (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。) において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学 科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、 芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した 者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育 学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平27条例82・平28条例29・平29条例50・平30条例45・一部改正)

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる

行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

- 第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症及び食中毒が 発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その 管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

- 第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに次に掲げる事業 の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所している日及び時間
 - (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - (5) 利用定員
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) 事業の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害の対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り 得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければなら ない。

(苦情への対応)

- 第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村(特別区を含む。以下同 じ。)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わな ければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する 運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなけれ ばならない。

(開所時間及び日数)

- 第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、利用者の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。
 - (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
 - (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1 年につき250日以上を原則として、利用者の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日そ の他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校 その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年を経過する日までの間、施行日前に存する放課後児童健全育成事業所(施行日の前日までに社会福祉法第69条第1項の規定による届出を行った放課後児童健全育成事業者に係るものに限る。)に対する第9条第2項の規定の適用については、同項中「でなければ」とあるのは、「となるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

附 則 (平成27年12月条例第82号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月条例第29号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年7月条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針

1 趣旨

この指針は、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、 横浜市域の放課後児童健全育成事業所について、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備 及び運営の基準に関する条例」(平成26年9月横浜市条例第49号。以下「基準条例」と いう。)を遵守した適正な育成支援内容及び設備環境が確保されているか否かを確認する ために実施する監査の手順や留意点等を定める。監査の結果、改善を求める必要がある場 合に行う行政指導及び行政処分等についても、併せて定める。

また、本指針に基づく監査は、子どもの最善の利益を保障し、全ての放課後児童健全育成事業所がその役割及び機能を適切に発揮できるようにすることを目的とする。

なお、基準条例の遵守にあたっての具体的な留意事項については、別途「横浜市放課後 児童健全育成事業の指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)において定める。

2 対象事業所

監査の対象は、法第6条の3第2項に規定される事業の実施を目的とする放課後児童健 全育成事業所として届出を行っている全ての事業所とする。

なお、法上の「放課後児童健全育成事業」として実施しない類似事業(例えば、健康の維持増進を目的とするスポーツクラブや、学習支援を目的とする塾等)については、対象外とする。

3 監査方法

監査は、報告徴収及び立入調査により行う。監査に当たっては、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、育成支援内容、設備環境等に問題があると認められる又は強く推認されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、法に基づき厳正に対処する。

(1) 報告徴収

ア 定期の報告徴収

放課後児童健全育成事業者に対して、各事業所の運営状況について、毎年、自己検 香を実施の上、その結果を文書により、回答期限を付して報告を求める。

イ 特別の報告徴収

当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から事業所に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求める。

(2) 立入調査

立入調査については、放課後児童健全育成事業所への立ち入り及び運営責任者や放課後児童支援員等への聴取を基本とする。

ア 通常の立入調査の対象

届出対象事業所については、3年に1回実施する。

イ 特別の立入調査の対象

重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられた場合等で、児童の処遇上の観点から事業所に問題があると認められる場合には、随時、特別の立入調査を実施する。

ウ その他

- (ア) 新規に開設した事業所については、速やかに立入調査を行うよう努める。
- (4) 以下のいずれかに該当する事業所は、「問題を有すると考えられる事業所」に該当すると考えられるため、改善を求める必要がある。
 - ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
 - ・利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
 - ・定期の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
 - ・事故発生にも関わらず、報告を怠っているもの
- (ウ) 立入調査に当たっては、当該事業所における帳票等の準備のために、事業者に対し、期日を事前通告することを通例とするが、特別の立入調査が必要な場合等には、 事前通告せずに実施することが適当である。

4 行政指導·行政処分

監査の結果、改善を求める必要があると認められる場合は、行政指導(改善指導・改善 勧告)又は行政処分(改善命令・事業制限命令・事業停止命令)の措置を通じて改善を図 る。

(1) 行政指導を行う場合

ア 改善指導

(ア) 改善指導の対象

監査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる放 課後児童健全育成事業所については、文書により改善指導を行う。

- (イ) 改善指導の手順
 - a 改善指導の内容

立入調査実施後概ね1か月以内に、改善されなければ改善勧告等の対象となり 得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知する。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求める。

b 改善指導結果の確認

改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、 必要に応じ、事業者に対する出頭要請や事業所又は事務所に対する特別の立入調 査を行う。

回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様である。

イ 改善勧告

(7) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない 場合等、事業の改善を求める必要があると認めるときは、事業者に対し、改善勧告 を行う。

(イ) 改善勧告の手順

a 改善勧告の内容

文書による改善指導における報告期限後(改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあっては立入調査実施後)概ね1か月以内に、改善されなければ、公表、改善命令、事業制限命令又は事業停止命令の対象となり得ることを明示した上、改善勧告を文書により通知する。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して文書で報告を求める。

b 児童福祉審議会からの意見聴取

改善勧告を行う場合は、児童福祉審議会の意見を聴く。

c 関係機関との調整

改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、当該事業所 が運営を停止した場合に備え、利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

d 確認

改善勧告を受けた事業者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別の立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様である。

(ウ) 利用者に対する周知及び公表

a 利用者に対する周知

改善勧告を行っているにもかかわらず改善が行われていない場合には、当該事業所の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について周知し、当該事業所の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する適切な対応等を講ずる必要がある。

b 公表

改善勧告を行っているにもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表する。

(2) 行政処分を行う場合

ア 改善命令

(ア) 改善命令の対象

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導もしくは改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、改善命令を行う(法第34条の8の3第3項参照)。

(イ) 改善命令の手順

a 弁明の機会の付与

改善命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与する。

【参考】「弁明の機会の付与」について

弁明の機会の付与は、行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第29 条から第31条までに定めるところにより、当該事業者に対し、次の事項を書面 によって通知して行う。

- ・予定される命令の内容
- ・命令の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限

b 児童福祉審議会からの意見聴取

改善命令を行う場合は、児童福祉審議会の意見を聴く。

c 関係機関との調整

改善命令を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、当該事業所 が運営を停止した場合に備え、利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

d 改善命令の発令

 $a \sim c$ による手順を踏み速やかに判断した上で、概ね1か月以内に改善されなければ、公表、事業制限命令又は事業停止命令の対象となり得ることを明示した上、文書により改善を命ずる。

e 確認

改善命令を受けた事業者から、当該改善命令に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別の立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様である。

f 公表

改善命令を行った場合は、その名称、所在地、事業者名、処分の内容について 公表する。

イ 事業制限命令又は事業停止命令

(7) 事業制限命令又は事業停止命令の対象

改善命令を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告もしくは改善命令を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、事業制限又は事業停止を命ずる(法第34条の8の3第4項参照)。

また、通常は「事業制限命令」を先ず検討するが、改善が期待されずに当該事業所の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、「事業停止命令」を発する。

【参考】「事業制限命令」及び「事業停止命令」の意義

- ・「事業制限命令」は、期限又は条件を付して当該放課後児童健全育成事業の 実施の制限を命ずる行政処分をいう。
- ・「事業停止命令」は、期限又は条件を付して当該放課後児童健全育成事業の 停止を命ずる行政処分をいう。

(イ) 事業制限命令又は事業停止命令の手順

a 弁明の機会の付与

事業制限命令又は事業停止命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与する。

b 児童福祉審議会からの意見聴取

弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、児童福祉審議 会の意見を聴く。

c 関係機関との調整

事業制限命令又は事業停止命令を行おうとする場合は、事前に又は事後速やかに、当該事業所が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

- d 事業制限命令又は事業停止命令の発令
 - (a) \sim (c) による手順を踏み速やかに判断した上で、文書により事業制限又は事業停止を命ずる。
- e 公表

事業制限命令又は事業停止命令を行った場合は、その名称、所在地、事業者名、 処分の内容等について公表する。

5 緊急時の対応

児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、「4 行政指導・行政処分」の手順によらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行う、改善指導・改善勧告を経ずに事業制限命令若しくは事業停止命令の措置を行うなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行う。

(1) 緊急時の改善勧告

児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行う。

ア 著しく不適正な育成支援内容や設備環境である場合

指導監督基準における「1. 放課後児童支援員等の数及び資格」及び「2. 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの等

イ 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

指導監督基準における「1. 放課後児童支援員等の数及び資格」の「(1) 支援の単位 ごとに放課後児童支援員を2人以上配置する。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」に関して、放課後児童支援員(有資格者)が1人もいないもの等。

- ウ その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合 放課後児童健全育成事業所の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生し ており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの。
- エ あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがなく改善勧告を行った場合は、事 後速やかに児童福祉審議会に報告する。
- (2) 緊急時の事業制限命令又は事業停止命令
 - ア 児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合、弁明の機会の付与 を行う手続きを経ないで、事業制限命令又は事業停止を命じることができるものであ る。
 - イ 事業所の職員や事業者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白で ある場合などは、児童の生命又は安全を確保するために緊急を要する場合に該当する と想定される。
 - ウ あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがなく事業制限又は事業停止を命じた場合は、事後速やかに児童福祉審議会に報告する。

6 情報提供

(1) 関係機関に対する情報提供

小学校、消防部局、衛生部局その他の関係機関との連携により指導監督に当たる必要があるため、報告徴収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該事業所の状況 等については、適宜、関係機関に情報の提供を行う。

(2) 一般への情報提供

市民に対して、放課後児童健全育成事業を担当する窓口について周知するとともに、放課後児童健全育成事業所の状況についての情報を提供する。

7 根拠法令

〇児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)(抄) (事業)

第6条の3 (略)

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3~14 (略)

(放課後児童健全育成事業)

第34条の8 (略)

- 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、 厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことが できる。
- 3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

(設備及び運営の基準)

- 第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。
- 2 (略)
- 3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。 (報告及び立入調査等)
- 第34条の8の3 市町村長は、前条第1項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 (略)
- 3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第1項の基準に適合しないと認められるに 至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべ き旨を命ずることができる。
- 4 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

横浜市放課後児童健全育事業の指導監督基準

一目次一

- 第1 開所時間及び開所日
- 第2 放課後児童支援員等の数及び資格
 - 1 放課後児童健全育成事業
 - 2 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合
- 第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積
 - 1 構造設備
 - 2 面積
- 第4 非常災害に対する措置
- 第5 育成支援
- 第6 おやつ等の提供
- 第7 健康管理・安全確保
- 第8 利用者への情報提供
- 第9 要望及び苦情への対応
- 第10 備える帳簿

第1 開所時間及び開所日

- (1) 事業所の開所時間及び開所日については、児童の保護者の就労時間、小学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、設定すること。
- 開所時間については、小学校の授業の休業日(土曜日、日曜日、長期休業期間等)は1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日(授業のある平日)は1日につき3時間以上の開所を原則とする。
- 開所する日数については、1年につき 250 日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、設定する。

第2 放課後児童支援員等の数及び資格

- 1 放課後児童健全育成事業
- (1) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置すること。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。
- 一の支援の単位を構成する「児童の数」は、おおむね40人以下とする。
- 一の支援の単位を構成する「児童の数」は、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数(登録時の利用希望日数を基に算出)を加えた数であること。
- 利用希望が週のうち特定の曜日に集中し定員を著しく上回る状況が恒常的に続く場合は、当該曜日 において児童の処遇が大きく低下することが考えられるため、他の職員を追加配置するなど安全面へ の配慮が求められること。

- (2) 放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第63号)第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの(平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含む)とする。
- (3) 放課後児童支援員及び補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)は、原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないこと。

ただし、利用者が 20 人未満の事業所については、最低 1 人の放課後児童支援員が専任であって、 その 1 人を除く放課後児童支援員等が同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務と兼務しており、 当該職員が利用者の安全管理等を行うことができる場合は、この限りでない。

- 2 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合
- (1) 放課後児童支援員等が放課後子供教室に従事する者の代替となることはできない。ただし、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、両事業において放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の実施に適切な人数の職員が配置されている場合に、放課後子供教室等に従事する者と協力し、放課後児童支援員等が利用者以外の児童の安全管理等を合わせて行うことは妨げない。

第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積

- 1 構造設備
- (1) 児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた「専用区画」があること。
- 「区画」とは、部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいうものであること。専用区画には、 事務室、便所等は含まないこと。なお、体育館など、体を動かす遊びや活動を行う場とは区分すること。
- (2) 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する際には、専用区画の他に 必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行うこと。
- (3) 専用の区画を設けるほか、児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えていること。
- (4) 専用区画及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後 児童健全育成事業の用に供していること。
- (5) 採光及び換気が確保されていること。また、衛生及び安全が確保されていること。

2 面積

- (1) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65 ㎡以上であること。
- 「児童1人につきおおむね1.65 ㎡以上」は、専用区画の面積を「児童の数」で割った値をいうこと。 なお、「児童の数」の考え方は、一の支援の単位を構成する「児童の数」と同義であること。
- 専用区画の面積については、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」 の施行日である平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、児童1人につきおお むね1.65㎡以上となるよう努めなければならない。

第4 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。
- 各事業所においては、防災マニュアル等を備えておくことが望ましい。
- 災害等が発生した際の対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておくこと。
- 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも年2回以上実施することが望ましい。

第5 育成支援

- (1) 育成支援の内容
- ア 子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を工夫すること。

[おおむね6歳~8歳の子どもへの配慮]

- ・幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。
- ・放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
 - ・子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子ども の時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

[おおむね9歳~10歳の子どもへの配慮]

- ・「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的変化を伴うことを考慮して、子どもの意識や 感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- ・同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをする。

「おおむね 11 歳~12 歳の子どもへの配慮]

- ・大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ・ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な 遊びや生活ができるような関係を大切にする。
- ・思春期・青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の 変化について理解し、適切な対応をする。
- イ 子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくように配慮がなされた育 成支援を行うこと。

○遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を 見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求めら れる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なる ことを理解することも必要である。 子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。

子どもが放課後児童健全育成事業所の中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

- ウ 障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び 環境整備を行い、可能な限り受入れに努めること。
- (1) 障害のある子どもの受け入れの考え方
- 障害のある子どもの受入れにあたっては、子どもや保護者との面談の機会を持つなどして、子ど もの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握すること。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように努めること。
- (2) 障害のある子どもの育成支援にあたっての留意点
- 障害のある子どもが、放課後児童健全育成事業所の中で、子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行うこと。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童健全育成事業の状況や育成支援の内容を記録すること。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解すること。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と 連携して、相談できる体制をつくること。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡 回支援専門員整備事業の活用等も考慮すること。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮 するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫すること。
- 障害児虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)の理念に基づき、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずること。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)の理念に基づき、障害を理由として障害のない子どもと不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある子どもの権利利益を侵害してはならない。
- エ 児童の発達や養育環境の状況等を把握し、児童が発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行うこと。
- (1) 児童虐待への対応
- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者と協議の上で、各区こども家庭支援課又は児童相談所に速やかに通告し、連携して放課後児童健全育成事業として適切な対応を図らなければならない。
- (2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援

が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、各区こども家庭支援課や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

- 放課後児童健全育成事業所での生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、 各区こども家庭支援課、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。
- (3) 対応に当たっての留意事項
- (1) (2) の対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

(2) 放課後児童支援員等の役割

※この項目における「運営指針」とは、「放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月雇児発0331 第34号)」をいう。 この指針は、放課後児童健全育成事業の運営について、全国的な一定水準の質を確保するために国が定めたもの である。

ア 児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成 支援を行うこと。

イ 保護者との連携

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育 てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けること。
 - ウ 運営指針を理解する機会を設ける等、放課後児童支援員等の人間性及び専門性の向上に努めること。
- 運営指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、放課後児童支援員等の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。
- 都道府県等が実施している放課後児童支援員等の資質の向上のための研修等への参加が望ましい。
 - エ 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること
- しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。
 - オ 児童の状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、児童相談 所や関係機関と連携する等の体制をとること。
- 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

専門機関からの助言を要する場合の例

- ・社会的援助が必要な家庭状況である場合
- (3) 保護者との連絡等
 - ア 保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要であること。その他、保護者の 迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用すること。
 - イ 利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合など、速やかに連絡できるよう、連絡先を 整理し、全ての放課後児童支援員等が容易に分かるようにしておくこと。

(4) 事故発生時の対応

利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、必要な措置を講ずること。

- ○「必要な措置」について
 - ・事故やケガが発生した場合に、適切な処置を行うとともに、児童の状況等について、保護者に連絡 し、運営主体及び各区こども家庭支援課に報告すること。
- ・賠償すべき事故が発生した場合に備えて、必ず損害賠償保険や傷害保険等に加入しておくことが望ましい。
- ○事故報告について
 - ・活動中に通院が必要となる事故が発生した場合には、事故報告書を提出すること。
- ・生命に係わる重篤な怪我、児童の行方不明、不審者情報、個人情報の紛失、交通事故、緊急災害等の場合は、事故報告書によらず速やかに連絡し、別途事故報告書を提出すること。
- ・死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故は、事故報告書によらず速やかに連絡し、事故報告書については第1報を事故発生当日、第2報は原則1か月以内程度に行う。 また、状況の変化等を必要に応じて追加報告を行うこと。
- (5) 学校との連携

利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たること。

- 小学校等における利用者の状況と事業者における利用者の状況について、情報交換や情報共有を定期的に行うことが望ましい。
- (6) 運営の内容について、自ら評価を行い、その結果の公表に努めること。

第6 おやつ等の提供

- (1) 栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供すること。昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫すること。
- (2) 食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と 丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供すること。
- 土曜日や学校長期休業日等で、弁当を持参する場合、特に衛生に配慮すること。

第7 健康管理·安全確保

- (1) 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。また、保護者とその状況を共有する。
- ○子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり 来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応すること。
- 〇子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握すること。
- ○遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとること。
- (2) 職員の健康診断
 - ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
 - イ おやつ等の提供に携わっている職員には、おおむね月1回検便を実施すること。
- 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられている。
- (3) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

○ 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。

(4) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や放課後児童支援員等の間で共有せず、一人一 人のものを準備すること。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、 必要に応じて各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐように努めること。

(5)安全確保

日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うこと。

○ 職員の配置に気を配り、死角を作らないようにすること。

第8 利用者への情報提供

提供するサービス内容は、運営規程に定めた上で、利用者へ周知しなければならないこと。

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

第9 要望及び苦情への対応

- (1) 児童や保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずること。
- ○「必要な措置」とは
 - ・要望及び苦情受付の窓口を決めること。
 - ・事業所内における要望及び苦情解決のための手続を明確化すること。
 - ・受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知すること。
 - ・第三者窓口※を案内するように努めること。
 - ※かながわ福祉サービス運営適正化委員会、各区こども家庭支援課等
- (2) 要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めること。

第10 備える帳簿

職員、財産、収支及び利用している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
 - ・職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等
- 財産に関する帳簿等
 - ・活動場所に関する固定資産や備品台帳等
- 収支に関する帳簿等
 - ・利用料等の徴収、管理及び執行について、適正な会計管理が行われている記録等
- 運営に関わる業務の記録等
 - ・業務の実施状況に関する日誌等
- 利用している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
- 労働基準法等の他法令においても、事業所ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、放課後児 童健全育成所も事業場に該当することから、施設ごとに帳簿等の備え付けが義務付けられている。児 童福祉法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するととも に、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。

(例)

- ・労働者名簿(労働基準法第107条)
- · 賃金台帳 (労働基準法第 108 条)
- ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第 109 条)

令和3年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 実施期間

令和3年7月~令和4年3月 ※緊急事態宣言等を踏まえ延長

(2) 監査方法

平成28年度から、放課後児童健全育成事業者に対し、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」(以下、「条例」という。)に規定される基準が遵守されていることを監督し、事業の適正な水準を維持するため、定期的な監査(「毎年の自己検査」及び「3年に1回の立入調査」)を実施している。

監査の結果、改善を求める必要があると認められる場合は、行政指導(改善指導・改善勧告)又は行政処分(事業制限命令・事業停止命令)の措置を通じて改善を図ることとしている(監査指針参照)。

(3) 対象となる事業所

放課後児童健全育成事業所として届出を行っている全ての事業所

【事業所内訳】

種類	全事業所数	自己検査対象事業所数	うち立入調査対象事業所数
放課後キッズクラブ	339 か所	339 か所	109 か所
放課後児童クラブ	224 か所	224 か所	83 か所
その他届出事業所	19 か所	19 か所	7 か所
合計	582 か所	582 か所	199 か所

2 監査の結果

(1) 自己検査

ア 自己検査の結果

全ての放課後児童健全育成事業所(582 か所)が自己検査(全50 項目)を実施した。自己検査により、実施できていない項目や実施状況が十分でない項目を確認し、自らが必要な改善を行う契機となり、監査の目的を達成することができた。

【事業所別適合状況】

種類	自己検査 対象事業所数	自己検査の結果、全ての項目 が指導監督基準に適合してい る事業所数(割合)	自己検査の結果、指導監督 基準に適合していない項目 があった事業所数(割合)
放課後キッズクラブ	339 か所	236 か所(69.6%)	103 か所(30.4%)
放課後児童クラブ	224 か所	89 か所(39.7%)	135 か所(60.3%)
その他届出事業所	19 か所	2か所(10.5%)	17 か所(89.5%)
合計	582 か所	327 か所(56.2%)	255 か所(43.8%)

【指導監督基準に適合していない件数】

種類	総数	指導監督基準に適合し	指導監督基準に適	1事業所あ
	(事業所数×	(事業所数× ている件数(割合) では、 でいる件数(割合) では、 でいる件数(割合) では、 でいる件数(割合) では、 できる	合していない件数	たりの不適
	項目数)		(割合)	合件数
放課後キッズクラブ	16,950件	16,737件 (98.7%)	213件 (1.3%)	0.6件
放課後児童クラブ	11,200件	10,900件 (97.3%)	300件 (2.7%)	1.3件
その他届出事業所	950 件	894件 (94.1%)	56件 (5.9%)	2.9件
合計	29, 100 件	28,531件 (98.0%)	569件 (2.0%)	1.0件

イ 指導監督基準に適合していない主な項目

		項 目	放課後 キッズクラブ 339か所	放課後 児童クラブ 224か所	その他 届出事業所 19か所	合計 582か所
第4	非常	常災害に対する措置	00013-171	22731)]	13/3/1/1	302/3-171
	(4)	非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に 対する訓練)を年2回以上実施している	27	46	1	74
第5	育原	戊支援				
	(14)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を 公表している	17	10	4	31
第7	健原	€管理・安全確保				
	(1)	職員の健康診断を行っている	17	42	3	62
	(2)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検 便を実施している	6	27	1	34
	(7)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止 するために、室内及び屋外の環境の安全性につい て毎日点検し、必要な補修をしている	32	27	2	61

(2) 立入調査

ア 立入調査の結果及び指導状況

立入調査は3年に1回実施することとしており、令和3年度は放課後児童健全育成事業所199か所に対し、立入調査(全50項目)を実施した。

【事業所別適合状況】

		立入調査の結果、指	立入調査の結果、指導監督基準に適合してい		
種類	立入調査	導監督基準に全ての	ない項目があった事	業所数(割合)
性织	対象事業所数	項目が適合している		口頭指導	小事 长道
		事業所数 (割合)		のみ	文書指導
放課後キッズクラブ	109 か所(100%)	40 か所(36.7%)	69か所 (63.3%)	38 か所	31 か所
放課後児童クラブ	83 か所(100%)	9か所(10.8%)	74か所(89.2%)	30 か所	44 か所
その他届出事業所	7か所(100%)	3か所(42.9%)	4か所(57.1%)	3 か所	1 か所
合計	199 か所(100%)	52 か所(26.1%)	147 か所(73.9%)	71 か所	76 か所

【口頭指導及び文書指導件数】

	総数		改善指導件数			
種類	(事業所数×項 目数)		口頭指導	文書指導		
放課後キッズクラブ	5,450件	192件(100%)	146件 (76.0%)	46件 (24.0%)		
放課後児童クラブ	4,150件	275件(100%)	186件 (67.6%)	89件 (32.4%)		
その他届出事業所	350 件	18件(100%)	15件 (83.3%)	3件 (16.7%)		
合計	9,950件	485件(100%)	347件 (71.5%)	138件 (28.5%)		

イ 改善指導を実施した主な項目

(ア)ロ頭指導

		項目	放課後 キッズクラブ 109か所	放課後 児童クラブ 83か所	その他 届出事業所 7か所	合計 199か所
第2	放設	果後児童支援員等の数及び資格				
	(4)	放課後児童支援員及び補助員は専任である	4	12	0	16
第4	非常	常災害に対する措置				
	(4)	非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に 対する訓練)を年2回以上実施している	11	13	1	25
第7	健身	養管理・安全確保				
	(1)	職員の健康診断を行っている	10	17	2	29
	(2)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検 便を実施している	4	15	1	20
	(5)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて 各区福祉保健課に連絡する体制が整っている	13	21	1	35
	(7)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止 するために、室内及び屋外の環境の安全性につい て毎日点検し、必要な補修をしている	12	11	0	23
第1	0 備	える帳簿				
	(2)	財産に関する帳簿が備えられている	8	8	0	16
	(6)	日誌は日常的な活動や児童及び職員の様子がわ かるように毎日つけられている	9	16	0	25

(イ) 文書指導

outr C	14-se	項 目 機後児童支援員等の数及び資格	放課後 キッズクラブ 109か所	放課後 児童クラブ 83か所	その他 届出事業所 7か所	合計 199か所
<i>≯</i> 77 ∠	12 12 1					
	(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を 2名以上(うち、一人を除き補助員でも可)配置している	14	28	1	43
第7	健康	₹管理・安全確保				
	(1)	職員の健康診断を行っている	2	11	0	13

3 総評

(1) 自己検査について

令和2年度の対象クラブは586か所だったが、3年度は582か所が対象となり、全ての事業所で実施することができた。2年度と比較すると、「適合していない項目があった事業所数」は、約4割と横ばいである。

自己検査の結果としては、「適合していない」との回答が集中した項目が、運営上解決すべき優先順位の高い課題であるといえる。2年度に「適合していない」と回答した事業所が多かった「非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に対する訓練)を年2回以上実施している」や「職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回)」は、引き続き「適合していない」と回答する事業所数が多かったが、その数は、2年度から約20か所減少していることから、それらの実施が事業所に浸透してきている状況がうかがえる。

また、2年度において「適合していない」と回答した事業所の数が多かった「虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている」(計 65 か所)は、3年度の検査において、減少(計 19 か所)していることから、虐待等の対応について、事業所の中の意識が高まっていると考えられる。

一方、「おやつ提供に携わる職員の毎月の検便の実施」や「運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している」、「日常の遊びや生活のなかで起きる事故や怪我を防止するために、室内及び屋外の環境を安全性について、毎日点検し、必要な補修をしている」の項目については、不適合の事業所の数が、2年度から増加している。特に、家具等の転倒防止柵の対応不備が見受けられたため、全体として子どもたちや職員の安全に直結する事項であることから、引き続き、事業者に対して周知徹底を図っていく必要がある。

具体的には、昨年度に引き続き、基準に適合している事業所の取組事例を法人向け説明会等で全事業所へ周知する等、継続して適切な運営を指導していく必要がある。また運営内容の評価・公表については保護者アンケートの実施及び活用を推進し、結果をキッズニュースなどで公表するよう指導することで、適正化を図っていく。

(2) 立入調査について

3年度の立入調査は199か所に対して実施した。3年度の立入調査のうち「ロ頭指導」では、「非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に対する訓練)を年2回以上実施している」、「職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回)」、「おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している」、などの項目が自己検査と同じく多かった。

また、昨年度に引き続き「感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健 課に連絡する体制が整っている」、「日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかる ように毎日つけられている」なども口頭指導の割合が高かった。

特に「感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている」や「日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるように毎日つけら

れている」、「日常の遊びや生活のなかで起きる事故や怪我を防止するために、室内及び屋外の環境を安全性について、毎日点検し、必要な補修をしている」といった項目は、2年度よりも指摘件数が増加している。これらの項目は、日々の児童の活動における安全性に関する内容である。各事業所には当該監査の結果の周知により、これまで以上に問題意識持ち、適切な対応をするよう指導を行っていく必要がある。

(3) 文書指導について

「文書指導」については、199 か所の事業所のうち、約4割の 76 か所が指導を受けている。「文書指導」の多い「職員配置」については、開所時間を通じて適正な職員配置が必要であることについて、対応できていない時間帯が見受けられた。主な理由として、制度基準の理解不足や人材不足が原因とみられた。職員配置については、令和2年度も指摘を受けている事業所があったため、引き続き人員配置基準に関する考え方を周知するとともに、認定資格研修の推進による支援員の増員や事業者の人材確保を支援する取組を継続していく。

(4) 次年度に向けて

監査結果については、全事業所へ情報を共有するとともに、次年度の監査に関する説明会の場などを活用して、運営上注意すべき点を周知し、適切な運営を指導していくこととする。 自己検査、立入調査を毎年度着実に実施することにより、運営上の課題を市と事業者が常に共有し、対応することで、放課後児童健全育成事業の全体の質の改善に取り組んでいく。